

ジノテフランに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和8年4月8日～令和8年5月7日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
【意見1】 安全基準の基となる一日摂取許容量 ADI をこれまでと同じ 0.22 mg/kg 体重/日に設定したジノテフランの評価書案について、以下のような疑問点や最新の学術論文情報もあるので、お答えいただきたい。 1. 疫学以外の公表文献についての評価 評価書案では、疫学以外の公表文献について 87 頁に一切記載がないが、発達神経毒性を示す論文などが公表文献に複数含まれていた。 2025 年 12 月 22 日の農薬専門調査会の議事録を見ると、専門委員方の意見は否定的ではあるが、公表文献について討議していた記録がある。 評価書案はそのような内容を含めて記載する必要があるのではないか。 例えば以下の論文は、低用量で発達神経毒性が懸念されている論文がある。 Birth Defects Research 2023 Oct 1;115(16):1534-1555. 農薬審議会において、この論文が評価に適用しないと専門委員が評価したなら、それは仕方ないが、評価書案に何も記載がないことには疑問が生じる。 2. 疫学の公表文献についての評価 ジノテフラン曝露による疫学研究については、評価書案に記載があり、評価書案 88-90 頁に説明の記載があるが、サンプルサイズや交絡因子などの点か	【回答1】 1. 疫学以外の公表文献については、令和7年12月22日の農薬第一専門調査会で審議され、審議の過程については、調査会で使用した公表文献のリスト及び議事録、意見・情報募集をした評価書案にて、確認することができます。 御意見の中で例示のあった発達神経毒性に関する文献（Tanaka ら（2023））については、同施設で実施された文献（Tanaka ら（2022））とともに審議され、許容一日摂取量（ADI）設定根拠と同程度の低用量で実施されていますが、1施設（2報とも同じ施設）の結果で発達神経毒性の判定は難しいこと、GLP 試験で高用量を投与して発達神経毒性は認められないとの結果となっていること等の複数の理由から、「評価に使用しない文献」と判断され、評価書案には記載されませんでした。 2. 疫学分野の公表文献については、ジノテフランへのばく露と健康関連の事象（疾病等）との関連が示されている文献を評価書案に記載しました。各文献について、疫学研究結果として、研究の限界を含め

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
ら、評価に適用されていなかった。国際的にも国内でも、予防的アプローチからの有害化学物質の規制は重要であると考えるが、この評価は適切であったのか、疑問があるのでご説明頂きたい。 3. ジノテフランの最新の研究 2026 年の最新の研究では、極めて低用量で哺乳類に有害性を示す論文が発表されている。 https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/41513246/ また国内では、ジノテフランが日本の河川において、極めて高率に検出されており、水道水中にも検査地点 12 か所で検出されている論文が出ている。 https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/41455255	記載しました。 また、評価書案に記載した各疫学研究結果を総合的に判断し、評価書案において以下のとおりまとめました。 これらの疫学研究のうち、一部の研究では、ジノテフランばく露と事象（疾病等）との間に統計学的に有意な正の関連が認められたが、ばく露量の推定において用いられている情報が限定的であること、同一の事象（疾病等）についての研究が複数存在せず結果の一致性を確認できないこと等の理由から、いずれの事象（疾病等）についても、ジノテフランばく露との因果関係に関する証拠は不十分であると判断した。ただし、ジノテフランばく露評価を、食品を通じた摂取に限定した研究はなく、摂取経路を限定しない把握方法が用いられていた。ジノテフランのばく露レベルについて、摂取経路を限定しない把握方法でのばく露レベルに比べて、食品を通じた摂取に限定したばく露レベルは一般に低いと考えられる。したがって、ジノテフランの食品を通じた摂取に係る健康影響への懸念を示す知見はないと判断した。 後段の農薬の規制に係る御意見は、リスク管理に関係すると考えられることから、農林水産省及び消費者庁に情報提供いたします。 3. お寄せいただいたマウスを用いた文献（Lei ら（2026））は、0.1 mg/kg 体重以上投与群で卵巣関連に影響が認められたとの報告がされていますが、現時点で単一報告に限られており、より高用量を投与し、長期にわたる影響又は繁殖能に対する影響を検討した既存の GLP 試験では異常が認められないこと等から、令和 8 年 7 月 13 日の農薬第一専門調査会において、現時点では ADI、急性参照用量（ARfD）等のリスク評価指標に用いることは困難であると判断されました。 お寄せいただいた水道水に関する文献（Luo ら（2025））については、ADI、ARfD 等の健康影響に基づく指標値の検討に使用可能な人に対する影響に関する

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
4. 食安委における公表文献の扱いについて 食安委が公開している審議過程に使われる公表文献の扱いでは、当初イミダクロプリドなどでは評価に使用しない文献、評価に使用される可能性のある文献が分けて分類されて公開されていました。ジノテフランでは、各専門委員がそれぞれどう評価したのか記載がありますが、実際に審議に使用されたのか否かわかりません。 おそらく食安委の専門委員の全員が、農水省や一般公募から情報提供があった文献をご覧になって頂いているのだと思います。またそのご苦労は大変なこととお察しいたしますが、評価書案にはそのような経緯がわかりません。 安定な農作物の生育に農薬は欠かせないと考え、農薬を全て否定する立場ではありませんが、農薬は環境中に意図的に放出して回収しない、できないので、適切で透明性を持った食安委の対応をお願いしたいと切に願っております。 ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	研究ではないと考えられることから、令和8年7月13日の農薬第一専門調査会において、評価に使用しないと判断されました。 4. 公表文献リストは、文献概要のほか、評価の目的との適合性及び結果の信頼性、評価書への記載に係る論点等を整理した評価の途中段階の資料であり、調査会において公表文献以外の安全性試験成績によって得られている知見とあわせて検討され、必要に応じ、公表文献の内容を評価書案に記載しています。 ジノテフランの公表文献については、令和7年12月22日及び令和8年1月19日の農薬第一専門調査会で審議され、審議の過程については、調査会で使用した公表文献のリスト及び議事録、意見・情報募集をした評価書案にて、確認することができ、その透明性は十分確保されているものと考えています。
【意見2】 1日許容量が示されてますが、長期的な経過観察をしない限り、不安は拭えません。	【回答2】 食品安全委員会では、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日付け食品安全委員会決定）に基づき、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いて、海外の評価結果も参考に、農薬の評価を行っています。 食品安全委員会は、動物のほぼ一生に当たる期間被験物質を投与して影響を把握する試験や、世代を超えて被験物質を投与した場合の影響を把握する試験も含めた、各試験で得られた無毒性量を基に、安全係数100で除してADIを設定しております。 食品安全委員会は、今回設定したADIに

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
	基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保され则认为ます。

※頂いたものをそのまま掲載しています。